

外貨普通預金

商品説明書

【商品説明書】

外貨普通預金(2018年3月)：次ページより(4)ページまで

【個人向け特約事項】

外貨自動積立サービス(2016年9月)：(5)ページより(7)ページまで

<別紙>

【外貨自動積立サービス規定】

外貨自動積立サービス(2017年4月)：(8)ページより(10)ページまで

外貨普通預金

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- ・外貨預金は、外貨建ての預金（預金保険の対象外の預金）であり、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク等があります。それらのリスクは、預金者が負うこととなります。
- ・預金者には、お預入時に為替手数料等をご負担いただくほか、外貨現金の引出時等にも手数料がかかります。
- ・預金者は、預金の元利金の払戻請求権を有します。
- ・外貨普通預金とは、外貨預金のうち、期間の定めのない預金です。

お申込に際しては、販売担当者等により、商品の内容およびリスクに関する説明をさせていただきますので、窓口等にお問い合わせください。

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差（米ドルであれば1米ドルあたり2円）がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レートと TTB レートの差は往復の為替手数料に相当し、相場公表通貨における差は1通貨単位あたり最大16円です。
- 外貨によるお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。外貨現金の場合、たとえば米ドルであれば1米ドルあたり2円かかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。
- その他の通貨における TTS レートと TTB レートの差および外貨現金の取扱手数料等は、前記とは異なりますので窓口までお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく手数料の合計額は、上記を足し合わせたものになります。
- 人民元等の新興国通貨の場合は、当該通貨以外の通貨との交換、および預金のお預入・払戻し等については、規制の変更等により、お取扱いに制約が生じることがあります。また、中国政府等通貨発行国の政策や市場環境等の諸事情により為替相場が大きく変動するリスクがあります。人民元等新興国通貨のお取引にあたっては、当該制約やリスク等を十分にご理解のうえ、お取引ください。

商品説明書

2018年3月

株式会社 三井住友銀行

- ※ ブラジルリアルは、送金および外貨預金取引における外貨現金の取扱はできません。
- ※ 人民元建て外国送金については一部取扱ができない場合があります。くわしくは店頭にてご相談ください。

お取引条件（預入・払戻の時期等）に制限を設ける場合があります。

1. 商品（契約）の概要	・外貨普通預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、期間の定めのない預金です。
2. 期間	・この預金には、払い戻しに関する期間の定めはありませんので、随時払い戻しできます。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) 通 貨 (3) お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口等（原則として、既存口座へのお預け入れは口座取引店）で、お預け入れできます。 ・ 米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル その他当行の認める通貨 ・ 1 通貨単位以上、1 補助通貨単位（たとえば、米ドルの場合は1セント単位。ただし、外貨現金でお預け入れされる場合、硬貨はお取り扱いできません。）
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口等（原則として、その外貨普通預金をお預け入れいただいている取引店）で、当初お預入通貨にて払い戻します。ただし、外貨現金でお引き出しされる場合、硬貨はお取り扱いできません。 ・ 1 補助通貨単位
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息決算 (3) 計算方法 (4) 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場金利の動向等に応じて毎日決定し、店頭に表示する金利を適用します。 （変動金利） ・ 店頭表示以外の金利で約定した場合は、その金利を適用します。 ・ 毎年2月と8月に、次の通り利息決算を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月第三日曜日の翌日から同年8月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。 ・ 8月第三日曜日の翌日から翌年2月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高について、付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算により利息を計算します。 ・ 個人のお客さまは分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）、法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 ・ 外貨預金には、マル優はご利用いただけません。

<p>7. 手数料等</p>	<p>・ TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。TTS レート、TTB レートの差は、往復の為替手数料に相当します。</p> <p>■主な通貨の為替手数料（往復）</p> <table border="1" data-bbox="411 264 1361 528"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1 ユーロあたり 2 円 8 0 銭</td> </tr> <tr> <td>英ポンド</td> <td>1 英ポンドあたり 8 円</td> </tr> <tr> <td>スイスフラン</td> <td>1 スイスフランあたり 1 円 8 0 銭</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル</td> <td>1 オーストラリアドルあたり 5 円</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランドドル</td> <td>1 ニュージーランドドルあたり 5 円 1 0 銭</td> </tr> </table> <p>・ 外貨現金のお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。</p> <p>■主な通貨の外貨現金手数料</p> <table border="1" data-bbox="411 741 1361 1005"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1 ユーロあたり 2 円 6 0 銭</td> </tr> <tr> <td>英ポンド</td> <td>1 英ポンドあたり 7 円</td> </tr> <tr> <td>スイスフラン</td> <td>1 スイスフランあたり 4 円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル</td> <td>1 オーストラリアドルあたり 9 円</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランドドル</td> <td>1 ニュージーランドドルあたり 8 円</td> </tr> </table> <p>1 万米ドル以上の米ドル建て外貨預金をお持ちの個人のお客さまご本人が、その外貨預金に対して米ドル現金でお預け入れ、またはお引き出しする場合は、外貨現金手数料は不要です。</p> <p>※ 硬貨のお取扱はしていません。</p> <p>※ 米ドル建て以外の外貨預金から、預入通貨で外貨現金をお引き出しする場合は、お取り寄せになるため、日数がかかります。</p> <p>また、米ドル建て外貨預金から米ドル現金をお引き出しする場合でも、金額や金種によってはお取り寄せのため、日数がかかることがあります。</p> <p>※上記手数料については、金融情勢その他諸般の状況の変化等、相当の事由がある場合に、変更される場合があります。あらかじめご了承ください。</p>	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 8 0 銭	英ポンド	1 英ポンドあたり 8 円	スイスフラン	1 スイスフランあたり 1 円 8 0 銭	オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 5 円	ニュージーランドドル	1 ニュージーランドドルあたり 5 円 1 0 銭	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 6 0 銭	英ポンド	1 英ポンドあたり 7 円	スイスフラン	1 スイスフランあたり 4 円	オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 9 円	ニュージーランドドル	1 ニュージーランドドルあたり 8 円
米ドル	1 米ドルあたり 2 円																								
ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 8 0 銭																								
英ポンド	1 英ポンドあたり 8 円																								
スイスフラン	1 スイスフランあたり 1 円 8 0 銭																								
オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 5 円																								
ニュージーランドドル	1 ニュージーランドドルあたり 5 円 1 0 銭																								
米ドル	1 米ドルあたり 2 円																								
ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 6 0 銭																								
英ポンド	1 英ポンドあたり 7 円																								
スイスフラン	1 スイスフランあたり 4 円																								
オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 9 円																								
ニュージーランドドル	1 ニュージーランドドルあたり 8 円																								
<p>8. 付加できる特約事項（個人のお客さまのみ）</p>	<p>・ あらかじめお申込みいただいた条件にて、円貨の普通預金口座より自動口座振替を行う外貨自動積立サービスを付加することができます（ステートメント式の外貨普通預金口座をご利用の個人のお客さまのみ）。なお、上記特約事項は、各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等により、お申込み頂けない場合があります。</p>																								
<p>9. 預金保険の適用</p>	<p>・ 預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。</p>																								
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次の主なリスクにより、損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク ・ 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預け入れや払い戻しに応じられないリスク ・ 外国為替相場に変動がない場合においても、TTS レートと TTB レートの差から生じる「元本割れ」のリスク 																								

11. 中途解約の制限・権利行使上の制限	・ありません。
12. 想定されるリスク	・その他不測の事態等が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。
13. その他の説明事項 (1) 為替差益への課税 (2) ステートメント取引 (3) 取扱時間帯について (4) 新興国通貨について (5) ブラジルレアルの取扱について (6) 人民元について (7) 当行が契約している指定紛争解決機関 (8) 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・当行における外国為替取引方針や手数料等については、ホームページに掲載している「外国為替業務に関する取引方針」をご参照ください。 ・個人：総合課税(雑所得として、確定申告が必要です。)ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間 20 万円以下の場合、申告は不要です。なお、為替差損については、雑所得から控除することができます。 ・法人：総合課税(非課税法人の場合は非課税) ・個人のお客さまのみ、お取引できます。 ・通帳を発行せず、お取引内容をお取引明細書に記載して、お届けの住所に送付します。 ・この外貨普通預金口座を開設した支店の円預金口座を、ご本人さま確認口座として届けていただき、お預け入れ・払い戻し・口座解約・届出事項の変更等の際には、その円預金口座の通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。 ・窓口の取扱時間帯は、米ドルの場合は平日午前 10 時から、米ドル以外の通貨は午前 11 時から午後 3 時までです。 ・人民元等の新興国通貨の場合は、当該通貨以外の通貨との交換、および預金のお預入・払戻し等については、規制の変更等により、お取扱いに制約が生じることがあります。また、中国政府等通貨発行国の政策や市場環境等の諸事情により為替相場が大きく変動するリスクがあります。人民元等新興国通貨のお取引にあたっては、当該制約やリスク等を十分にご理解のうえ、お取引ください。 ・ブラジルレアルは、外貨預金取引における外貨現金の取扱はできません。また送金の取扱はできません。 ・お取引条件(預入期間等)に制限を設ける場合があります。 ・人民元建て外国送金については一部取扱ができない場合があります。くわしくは店頭にてご相談ください。 ・お取引条件(預入・払戻の時期等)に制限を設ける場合があります。 ・法人のお客さまにおける人民元クロスボーダー取引等については、お取引店の担当者までお問い合わせください。 ・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・無

(2018 年 3 月 19 日現在)

【個人向け特約事項】

外貨自動積立サービス

外貨普通預金に対して、次のサービスを付加することができます(ただし、各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等により、本サービスを付加できない場合があります。)

1. サービス名	・外貨自動積立サービス
2. サービスの概要	・外貨自動積立サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、外貨普通預金に対して、あらかじめお申込みいただいた条件にて円貨の普通預金口座(以下、「引落口座」といいます。)から引落しを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場で換算した外貨額でお申込みいただいた外貨普通預金口座へ入金(以下、「積立」といいます。)を行うサービスです。外貨普通預金の商品概要については、外貨普通預金の商品説明書をご確認ください。
3. ご利用可能な方	・個人(ステートメント式の外貨普通預金口座をご利用の個人のお客さま) ・通帳式の外貨普通預金口座をご利用のお客さまはご利用いただけません。
4. お申込方法	・当行国内本支店窓口またはSMBCダイレクト(インターネットバンキング)
5. 積立	
(1) 積立頻度	・毎日/毎週/毎月
(2) 積立日	<p>・お客さまが指定する日</p> <p>毎日：全ての銀行営業日。土・日・祝日等の銀行休業日は積立を行いません(別の日に積立を行うこともしません)。</p> <p>毎週：曜日指定。指定した曜日が祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積み立てます。なお、翌営業日が翌週に該当する場合、当初翌週に予定されていた積立日とは別に積み立てます。</p> <p>毎月：次のいずれかよりお選びいただくことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付指定：指定した日付が土・日・祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積み立てます。また、翌営業日が翌月に該当する場合、当初翌月に予定されていた積立日とは別に積み立てます(なお、指定した日付が暦にない場合は、当該月における最終銀行営業日に積み立てます)。 ・毎月末銀行営業日：当該月の最終銀行営業日に積み立てます。
(3) 積立金額	・500円以上500万円以下、100円単位(円貨額指定)。
(4) 積立通貨 (対象通貨)	・当行外貨普通預金の対象通貨のうち、お客さまが指定する通貨
(5) 積立方法	・お客さまの指定する金額を引落口座から引落し、外貨に換算のうえ外貨普通預金口座にご入金します。

<p>(6) 増額積立指定日</p> <p>(7) 増額積立金額</p> <p>(8) 積立の変更</p> <p>(9) 積立の中止</p> <p>(10) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨に換算する際には、当行所定の外国為替相場を適用します（積立日当日の公表相場を適用します）。 ・ただし、特定の通貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、トルコリラ、ブラジルレアル、南アフリカランド、メキシコペソ）について、外貨自動積立サービスによって円貨から外貨に替える際の為替手数料は、積立日当日の当行所定の為替手数料より一定の割引を適用します（7. 手数料等を参照）。 ・引落時点で引落口座の残高が積立金額に満たない場合もしくは引落口座が解約されている場合は、積立は行いません。 ・初回の積立は、お申込受付完了日より3営業日以降に最初に到来する積立日から開始します。 ・上記5(2)に関わらず、年間2回まで任意の日を増額積立指定日として指定することができます（2回の増額積立指定日を同日とすることはできません）。 ・指定した日が土・日・祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積み立てます（毎日積立選択時も含む）。 ・1万円以上500万円以下、1万円単位 ・積立日・積立金額等のお取引内容の変更は、積立日の前営業日までにお手続が必要となります。 ・外貨自動積立サービスのご利用を中止される際は、中止のお手続をお申込みください。 ・外貨自動積立サービスのご利用中止は、当日11時までにお手続が必要となります。 ・外貨自動積立サービスのご利用による引落としと他商品・サービス等による引落としが同日に行われる場合、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。 ・SMBCダイレクト（インターネットバンキング）によるお申込の場合は、取扱時間や取扱通貨、取扱手続等、店頭とは異なる場合があります。くわしくは、当行ホームページ等をご参照ください。
<p>6. 適用金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨普通預金金利と同一の金利を適用します。
<p>7. 手数料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨自動積立サービスにおいて、円貨から外貨に替える際に生じる為替手数料については、各通貨毎に当行所定の為替手数料を適用します。 ・ただし、下記通貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、トルコリラ、ブラジルレアル、南アフリカランド、メキシコペソ）の為替手数料については、当行所定の為替手数料より一定の割引を適用します（ただし、外貨自動積立サービスによる振替以外の取引については、本割引は適用されません）（下表参照）。

■為替手数料（片道）

通貨	店頭	外貨自動積立サービス
米ドル	1米ドルあたり1円	1米ドルあたり50銭
ユーロ	1ユーロあたり1円40銭	1ユーロあたり70銭
英ポンド	1英ポンドあたり4円	1英ポンドあたり2円
スイスフラン	1スイスフランあたり90銭	1スイスフランあたり45銭
オーストラリアドル	1オーストラリアドルあたり 2円50銭	1オーストラリアドルあたり 1円25銭
ニュージーランドドル	1ニュージーランドドルあたり 2円55銭	1ニュージーランドドルあたり 1円27銭
トルコリラ	1トルコリラあたり2円50銭	1トルコリラあたり2円
ブラジルリアル	1ブラジルリアルあたり2円	1ブラジルリアルあたり1円50銭
南アフリカランド	1南アフリカランドあたり1円	1南アフリカランドあたり40銭
メキシコペソ	1メキシコペソあたり1円	1メキシコペソあたり30銭

※上記手数料については、金融情勢その他諸般の状況の変化等、相当の事由がある場合に、変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

8. 権利行使上の制限・中途解約の制限

・ありません。

(2016年9月28日現在)

1. 【外貨自動積立サービス】

- (1) 外貨自動積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、あらかじめお申込みいただいた条件にて円貨の普通預金口座（以下、「引落口座」といいます。）から引落しを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場で換算した外貨額を、お申込みいただいた外貨普通預金口座へ入金（以下、「積立」といいます。）を行うサービスです。
- (2) 本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続により、対象通貨、積立日、積立金額（円貨額）、引落口座及び積立方法等を届出るものとします。なお、引落口座と外貨普通預金口座は、同一支店かつ同一名義であるものとします。
- (3) 当行は指定された積立日に指定された積立金額を指定口座より引落しのうえ、当行所定の外国為替相場で換算した外貨額を外貨普通預金口座に入金します。なお、積立日当日に指定口座より複数の引落しが行われる場合、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。

2. 【積立】

- (1) 対象通貨、積立日、積立金額（円貨額）、引落口座及び積立方法等は、別に提出された本サービスの申込書に記載のとおりとします。
- (2) 積立金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。500 円以上 500 万円以内の金額を 100 円単位でご指定ください。
- (3) 引落口座からの引落しについては、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要なものとして取扱います。
- (4) 積立日は次のいずれかよりご指定いただけます。
 - ① 毎日積立：全ての銀行営業日に積立を行います。土・日・祝日等の銀行休業日の場合は該当日における積立を行わないものとします。
 - ② 毎週積立：一週間のうち指定された曜日に積立を行います。祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積立を行うものとします。
 - ③ 毎月積立：次のいずれかをご指定いただけます。
 - ・ 日付指定：1 日から 31 日のうち指定された日付に積立を行います。土・日・祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積立を行うものとします（ただし、指定した積立日が暦にない場合は当該月における最終銀行営業日に積み立てるものとします。）
 - ・ 月末指定：毎月最終銀行営業日に積立を行います。
- (5) 積立日に次のいずれかに該当するときは、積立いたしません（積立を一時的に停止する場合があります）。なお、積立を行わない場合、事前の通知はいたしません。
 - ① 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます）が積立金額に満たない場合（積立日当日の入金であっても、引落処理後に入金となった場合、引落しはいたしません。）
 - ② 引落口座が総合口座取引またはカードローン取引のある普通預金口座の場合で、口座振替に際し、引落し後の引落口座のお預かり残高が零未満になる場合
 - ③ 各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等が生じた場合
 - ④ その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な場合
- (6) 上記(4)とは別に、年に 2 回まであらかじめ指定した日付に積立を行うことができるものとします（以下、「増額積立」といいます。）。ただし、年に 2 回の増額積立はそれぞれ別の日を指定するものとします。

増額積立日が土・日・祝日等の銀行休業日の場合は、翌営業日に積立を行うものとします。

(7) 増額積立金額は、1万円以上500万円以内の金額を1万円単位でご指定ください。

3. 【金利】

本サービスをご利用の外貨普通預金については、当行所定の金利を適用するものとします。

4. 【サービスの変更】

本サービスの積立日、積立金額等の取引内容を変更する場合は、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して積立日の前営業日までに当行に提出してください。

5. 【サービスの中止】

(1) 本サービスの中止を行う場合は、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当行に提出してください。

(2) 本サービスは、中止のお申出のない限りお申込み頂いた条件によるお取扱いを継続いたします。

(3) 次の一つにでも該当した場合には、前記(1)の手続によらず、当行は本サービスを中止することができるものとします。

①引落口座又は本サービスを付与した外貨普通預金口座が解約された場合

②本規定に違反した場合

③本サービス申込時の申告に虚偽があった場合

④引落口座の名義人について、相続の開始があった場合

⑤当行がその他相当の事由として認めるような事象が発生した場合

(4) 各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等が生じ、かつ当行が長期的にその改善が見込めないと判断した場合、前記(1)の手続きによらず、当行は本サービスを中止することができるものとします。

6. 【規定等適用】

本サービスの利用にあたっては、本規定に加え、各預金規定およびサービス規定により取扱いします。なお、本契約終了後も、各預金およびサービスについては各々の規定により取扱いします。

7. 【本規定の変更等】

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等、相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

株式会社 三井住友銀行

2017年4月

《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記までお願いいたします。

電話：0120-56-3143（携帯電話・PHSからもご利用いただけます）
海外からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012
平日・土・日・祝日 9：00～21：00
（1月1日～3日と5月3日～5日を除く）

【商号・住所】

株式会社 三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号